

報告の負^⑤ 緊急のお知らせ ぜひご活用ください

政報の勝負^⑤ 県政ひでし「実績」

協力金の第2弾、申請受付中

公明党 鈴木ひでし

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を受け、県では4月10日から26日まで、バー、パチンコ店など国の政令に定められた店舗に対する休業、営業時間の短縮を要請し、この要請にご協力いただいた中小企業、個人事業主等の皆さんには、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1弾」を支給してまいります。

6月1日の申請受付期限までに約4万件の申請があり、現在、順次、交付手続きを行ってまいります。また、緊急事態宣言が延長されたことにより休業要請も5月7日から26日まで延長されましたが、この間に、ご協力いただいた皆さんに対して「協力金第2弾」を支給することとしています。以前にこの紙面でも、その概要をお知らせしましたが、今回は少し具体的な内容についてご紹介いたします。

対象業種等を拡大

支給対象となるのは、5月7日から26日までの間で、15日以上休業又は夜間営業時間を短縮した

ここがポイント!

- 第1弾から拡大された対象業種等は次のとおりです。
- 卸売業や小売業、製造業など第1弾では対象外だった方
 - 施設全体の休業に伴い休業することとなったテナント
 - 施設や事務所等を所有していないフリーランスや個人事業主
 - 遊漁船を運営する漁業者

生活にお困りの方へ情報を提供中です

〈ホームページ・ひでしTV〉
<http://www.hideshi-suzuki.com/>

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）について〉
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryoku_ukin_vol2.html

〈県・国の支援策〉
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html

第2弾では、家賃に対する加算はありませんが、第1弾同様、県からの休業要請にご協力いただいた方に加えて、要請がなくても自主的に休業することにより、県民の外出自粛に貢献していただいた事業者も対象とするなど、対象業種等が拡大されました(右記のポイント参照)。

このほかにも、通常営業時間が午後8時までの飲食店は、第1弾では対象外でしたが、第2弾では休業していただいた場合は対象となります。



モットーは「まかせて安心! いのちと生活を守る!鈴木ひでし。」
第109代神奈川県議会副議長、県監査委員、公明党県議団団長などを歴任。現在、国際文化観光・スポーツ常任委員会、予算委員会

私自身、近々県から電子申請の方法を実際に入力画面を使ってインタビューし、その模様を公式ウェブサイト(ひでしTV)で公開しますので、是非、参考にしてください。今後も、少しでも皆さんの役に立てるよう情報発信などに精一杯努めてまいります。